

智頭町森林整備計画

変更年月日（第1回） 令和 6年 4月 1日

計画期間
自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日

鳥 取 県
智 頭 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・・・ 5
	1 森林整備の現状と課題	・・・ 5
	2 森林整備の基本方針	・・・ 5
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	・・・ 7
II	森林の整備に関する事項	・・・ 7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	・・・ 7
	1 樹種別の立木の標準伐期齢	・・・ 7
	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・・・ 7
	3 その他必要な事項	・・・ 8
第2	造林に関する事項	・・・ 8
	1 人工造林に関する事項	・・・ 8
	2 天然更新に関する事項	・・・ 10
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・ 11
	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	・・・ 11
	5 その他必要な事項	・・・ 12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	・・・ 12
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・ 12
	2 保育の種類別の標準的な方法	・・・ 12
	3 その他必要な事項	・・・ 13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・・・ 13
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	・・・ 13
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	・・・ 14
	3 その他必要な事項	・・・ 14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・ 15
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・・・ 15
	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	・・・ 15
	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・・・ 15
	4 森林の経営管理制度の活用に関する事項	・・・ 15
	5 その他必要な事項	・・・ 16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・・・ 16
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	・・・ 16
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・・・ 16

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・・・16
4	その他必要な事項	・・・17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・・・17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・・・17
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・・・17
3	作業路網の整備に関する事項	・・・17
4	その他必要な事項	・・・19
第8	その他必要な事項	・・・19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・・・19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・・・20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・・・20
III	森林の保護に関する事項	・・・20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	・・・20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・・・20
2	その他必要な事項	・・・21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・・・21
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	・・・21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	・・・21
3	林野火災の予防の方法	・・・22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・22
5	その他必要な事項	・・・22
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	・・・22
1	保健機能森林の区域	・・・22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・・・23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・・・23
4	その他必要な事項	・・・23
V	その他の森林の整備のために必要な事項	・・・23
1	森林経営計画の作成に関する事項	・・・23
2	生活環境の整備に関する事項	・・・24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・・・25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・・・25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・・・25
7	その他必要な事項	・・・25

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

智頭町は鳥取県の東南部に位置し、西と南は岡山県に接する山間地域であり、中国山脈を形成する東山、沖ノ山、那岐山など1,300m内外の諸峰が県境を走り、これより掌状に北股、土師、新見の諸川が北流し、千代川となって日本海へ注がれており、沖ノ山及び那岐山の一带は、氷ノ山後山那岐山国定公園区域となっている。

本町の総土地面積は22,470haであり、総林野面積は20,841haで林野率93%となっている。そのうち民有林面積は、17,338haで、スギ、ヒノキ等を植栽した人工林は、13,629haで、人工林率78.6%となっており、県平均の54.7%より多くなっている。これは、古くは江戸時代から植林が行われてきたことに加え、全国有数の人工林育成の最適地域であり、町をあげて地場産業の振興に取り組んだことによる。

また、収入間伐期を迎える森林が多く存することから、環境に優しい素材である智頭杉の有効活用を図るために、作業路網及び林業機械の整備を推進し素材生産の低コスト化を達成するとともに、施業地の奥地化へ対応するため架線集材技術を継承する必要がある。担い手となる人材の育成、確保については継続した取り組みを実施するとともに、森林組合と素材生産業者との連携を図り、原木の安定供給体制を構築する必要がある。

さらに、地域住民の森林に対する視点の多様化に伴い、森林所有者においてもこれまでのスギ、ヒノキ等の針葉樹施業から環境を重視した広葉樹の育成天然林施業への関心を示す動きがあることも勘察しつつ、適地適木に取り組むなど地域の状況に応じた森林施業を推進していくことが重要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境整備機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等の憩いと学びの場としている森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園の保健教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名称等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、地質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民等のニーズに応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交林化の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設の上部等において、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民等のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民等のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ・コナラ	その他広
全 域	40年	45年	35年	45年	10年	20年

注) ・マツとはアカマツをいう。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和3年3月16日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(1) 皆伐

ア 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

イ 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

エ 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地域	樹種	生産目標	期待径級 (cm)
全域	スギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造作材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造作材	34
	マツ	一般材	18
		梁桁材	28

(2) 択伐

ア 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

イ 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

ア 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは主伐を見合わせるにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の森林に適用されるが、主要樹種について、森林生産力の阻害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、下記のとおり定める。

地域	樹種			
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹
全域	20年	25年	20年	25年

第2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、区域内の森林の自然条件（適地適木）及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

区 分	樹 種 名
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、ブナ、カエデ 等

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は智頭町山村再生課等に相談の上、適切な樹種を植栽するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員または智頭町山村再生課等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ、ヒノキ、マツ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	1, 5 0 0

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	雑草木、笹類等を刈り払うとともに、末木枝条を棚積みする。
植付けの方法	穴は深めに掘り、根を広げて土となじませ、掻き出した土を戻し、苗木の回りを適度に踏みつけ、乾燥を防ぐため落葉等で根元を覆う。
植栽の時期	春植えは、苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては、苗木の生長が終わる頃に行う。なお、特定苗木やコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにおいて伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然更新の完了を確認する方法等については、「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

自然条件や社会的な要請等を勘案して、以下の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

天然更新対象樹種	アカマツ
ぼう芽更新可能樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
アカマツ、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種	「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による

天然下種更新 笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

ぼう芽更新 ぼう芽の優劣が明らかとなる 3・4 年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 2 本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	笹の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育が笹等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を 1 株あたり 2 本残すものとし、その以外は掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 20070047753 号

鳥取県農林水産部林政課長通知)を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに、更新の完了基準に基づき、県の林業普及指導員又は町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実に更新が図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲30m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
針葉樹人工林の区域	母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲30m以内に存在するなど、天然更新が期待できる場合は対象外とする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

人工造林をすべき樹種は、区域内の森林の自然条件(適地適木)及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

区 分	樹 種 名
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、ブナ、カエデ 等

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は智頭町山村再生課等に相談の上、適切な樹種を植栽するものとする。

イ 天然更新の場合

自然条件や社会的な要請等を勘案して、以下の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

天然更新対象樹種	アカマツ
ぼう芽更新可能樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新する。

5 その他必要な事項

「該当なし」

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し(樹冠粗密度が10分の8以上になること)、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う保育の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意する。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

また、高齢級間伐(7齢級以上の間伐)について、既往の長伐期施業(大径材)だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定める。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20年	25～30年	35～45年	50～60年	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20年	25～35年			
ヒノキ	大径材	15～20年	25～30年	40～50年	60～70年	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20年	25～35年			

(注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

保育の種類	標準的な実施林齢	標準的な方法
下刈	1～8年	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～8月頃とする。

雪 起 こ し	2～10年	根曲がり防止のため、融雪後の4月から5月頃までに根曲がりの状況により実施する。
つ る 切	9～12年	つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、9月頃までを目安とする。
除 伐	12～15年	造林木の生長を阻害する侵入木や形成不良木を除去する。
枝 打	12～16年(1回目) 20～25年(2回目) 30～35年(3回目)	病害虫の発生を予防するとともに、優良材を生産するために行う。 実施時期は、木の成長休止期とし、10月下旬から3月頃までとする。

3 その他必要な事項

「該当なし」

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養機能維持増進森林という。）

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢（主伐の時期として、標準伐期齢に10年を加えた林齢）の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ・コナラ	その他広
全 域	50年	55年	45年	55年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森

林、山地災害防止機能が高い森林。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

「該当なし」

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健機能維持増進森林という。）

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

「該当なし」

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限（主伐の時期として、標準伐期齢をおおむね2倍した林齢）に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針	クヌギ・コナラ	その他広
全 域	64年	72年	56年	72年	16年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価の高い森林で、自然条件等から一体的として森林整備を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定める。

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

「該当なし」

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、森林経営の規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

(4) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適切な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させるものとする。

(5) 本計画で定める森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林を優先させて、経

営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等の作業を進めることとし、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする。

- (6) 施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進めるものとする。

なお、境界が不明確であったり資源量調査に時間がかかる等により経営管理権集積計画の作成等が進まない森林については、空中写真の取得・加工、航空レーザ計測等に基づく高精度の森林資源情報の整理など、森林情報の高度化を推進することにより、取り組みの加速化を図るものとする。

- (7) 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、森林経営管理事業による森林整備を進めるものとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

- (8) 森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行うものとする。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

「該当なし」

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

団地的まとまりのある地域については、県の林業普及指導員、智頭町山村再生課、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

また、種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。

さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

「該当なし」

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	路 網 密 度		
		基幹路網	細部路網	全 体
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系 作業システム		0～35	25～75
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	15～25	45～125	60～150
	架線系 作業システム		0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5～15	—	5～15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

「該当なし」

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野庁第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種 類	区 分	路 線 名	延長及び箇所数	利用区 域面積	前半5ヶ年 の計画箇所	備 考
開設	自動車道	林道	籠山	1,000m 1箇所	1,734ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	若桜・江府	800m 1箇所	1,877ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	因美	3,000m 1箇所	645ha	○	森林基幹道

開設	自動車道	林道	中ノ津	1,593m 1箇所	2,480ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	赤瀬	200m 1箇所	46ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	大背	300m 1箇所	45ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	大谷	800m 1箇所	210ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	坂ノ谷	300m 1箇所	52ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	十日市	300m 1箇所	115ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	乳尾	700m 1箇所	186ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	ツヅラ原	300m 1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	荷尾谷	700m 1箇所	87ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	西宇塚観音寺	7,500m 1箇所	513ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	穂見山	400m 1箇所	918ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林道	南方毛谷	700m 1箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	横田	200m 1箇所	72ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	新見（仮称）	4,300m 1箇所	131ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	深山	5,000m 1箇所	180ha		林業専用道
拡張	改良		西宇塚観音寺	500m 1箇所	513ha		幹線
拡張	舗装		西宇塚観音寺	1,900m 1箇所	513ha		幹線
拡張	改良		沖ノ山	1,000m 1箇所	2,120ha		幹線
拡張	改良		籠山	2,000m 1箇所	1,743ha		幹線
拡張	舗装		籠山	6,700m 1箇所	1,743ha		幹線
拡張	改良		八頭中央	2,000m 1箇所	2,199ha		幹線
拡張	舗装		沖ノ山	21,709m 1箇所	3,647ha	○	幹線
拡張	改良		大井谷	100m 1箇所	936ha	○	その他
拡張	改良		小谷	100m 1箇所	79ha	○	その他
拡張	改良		流レ谷	100m 1箇所	99ha	○	その他
拡張	改良		和谷	100m 1箇所	148ha	○	その他
拡張	改良		坂ノ元	200m 1箇所	55ha		その他
拡張	改良		芦津	800m 1箇所	81ha		その他
拡張	改良		宇波竹之下	2,400m 1箇所	69ha		その他
拡張	改良		清見	300m 1箇所	103ha		その他
拡張	舗装		清見	1,000m 1箇所	103ha		その他
拡張	改良		大谷	100m 1箇所	210ha	○	その他
拡張	改良		滝谷	300m 1箇所	93ha		その他
拡張	舗装		滝谷	900m 1箇所	93ha		その他
拡張	改良		長瀬	100m 1箇所	161ha	○	その他
拡張	改良		板井原	200m 1箇所	197ha		その他
拡張	舗装		板井原	1,000m 1箇所	197ha		その他
拡張	改良		本谷	300m 3箇所	226ha	○	その他
拡張	改良		小又	2,696m 1箇所	88ha	○	その他
拡張	舗装		小又	2,696m 1箇所	88ha	○	その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000207814 号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000193342 号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000193342 号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

(3) 林産物の搬出方法に関する事項

持続的な林業の確立、山地災害リスクの回避の観点から、立木の伐採・搬出及びそれに伴う集材路・土場の作設の際には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和 3 年 3 月 16 日付第 201900081662 号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、現場条件等を勘案した搬出方法を定めるものとする。

4 その他必要な事項

「該当なし」

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要である。

また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

(2) 林業従事者の確保・育成

林業従事者の確保・育成のためには、林業事業体の経営体質の改善・強化による安定的な雇用の継続に努め、新規就労者の段階的な技術・技能の習得研修を実施する林業事業体等に対して支援を行うものとする。

また、若者等の新規参入を困難にしている一因である労働災害の防止を図るため、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善、チェーンソー防護衣等の着用の徹底や「とっとり森林緊急通報カード」の運用などの安全衛生教育の実施等を推進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能機械の導入促進

森林施業の効率化や労働災害の減少を図るため、林業機械の普及宣伝、機械の共同利用等により、高性能林業機械の導入を促進するとともに、林地の傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた作業システムの確立・普及及び林業機械の稼働率向上、林業機械オペレーターの養成を計画的に推進するものとする。

また、林業機械の導入に不可欠である林道、作業道等の整備を積極的に推進するとともに、林業機械の利用体制の整備等に取り組むものとする。

(2) 機械化作業システム

森林の地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムは次の中から適宜選択するものとする。

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
専業型・緩斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ、フォワーダ・タイプ
専業型・傾斜地	高性能大型車両系	タワーヤーダ、プロセッサ・タイプ
	架線系	集材機、自走式搬器・タイプ
	軽架線系	林内作業車、搬器・タイプ
兼業型・緩斜地	簡易小型車両系	プロセッサ、小型フォワーダ・タイプ
兼業型・傾斜地	簡易小型車両系	小型タワーヤーダ、プロセッサ・タイプ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材流通の合理化

森林組合や木材加工業者等、木材生産から加工・流通に至る関係者が一体となって、流域を単位とした計画的な木材生産及び流通の合理化に努める。特に、プレカット材の普及等、木材の需要構造の変化に対応するため、乾燥施設の整備を進める必要がある。

原木の流通拠点である原木市場は、今後、原木の安定供給を図るにあたり、設備の高度化、原木市場のあり方及び森林認証材の仕分け販売について検討を進めるなど、市場の多様化、機能強化に努めるものとする。

(2) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地化形成の推進方策などについて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、製品・加工に対する消費者のニーズの把握、供給の安定化、品質の向上を図るなど利用者の視点に立った新たな智頭スギの活用を検討するものとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカにより被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況やニホンジカの生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、別紙（資料 5）のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整を行うこととする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、森林組合、林業事業者、自伐林家、猟友会等と連携を図り、野生鳥獣の行動把握や被害状況把握に努め、状況に応じた適切な植栽木の保護措置、捕獲わなの適切な設置を行うこととする。

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

ナラ枯れ被害について、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、県の林業普及指導員等の意見を聞きつつ、町の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

「該当なし」

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる方法を除く）

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害が近年増加し、被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び

商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、町、森林組合及び森林所有者等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当することとし、智頭町火入れに関する条例に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

「該当なし」

(2) その他

「該当なし」

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能が高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとし、森林セラピーを実施する区域として、次のとおり定める。

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
智頭	123 林班 F, G 小班	19.26	19.26					水かん 14.50
芦津	168、179、180、182 林班	252.95	158.23	94.53	0.19			水かん 252.95 保健 97.38 国定1種 75.21 国定2種 11.84

								国定3種 165.90
中原	219 林班 A, E, F 小班、 220 林班 A 小班、 224 林班 E 小班	36.94	22.76	13.25	0.74	0.19		水かん 35.47
天木	305 林班 N, O 小班、 307 林班 C~E 小班	34.38	28.38	4.29	1.58	0.13		水かん 32.85

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造林	森林の保健機能の増進を図るため、周辺環境に適合した樹種を選定し造林する。
保育	定めない。
伐採	択伐を基本として、多様な樹種からなる保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、利用者の憩いの場となる森林に誘導するとともに、積極的に保健機能森林として整備し、機能の増進に努める。
その他	定めない。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとする。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	19	標準伐期齢時に期待する樹高
ヒノキ	16	〃
その他広葉樹	10	〃

4 その他必要な事項

「該当なし」

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア 植栽によらなければ確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積(ha)
市瀬	101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122	1,278.30
智頭・南方	123、124、125、126、127、128	591.52
中田・新見・惣地・坂原・岩神	320、321、322、344、345、346、347、348、349、350、351	874.97
口宇波・宇波・口波多・波多	323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、339、340、341、342、343	1,522.56
大屋・真鹿野・早瀬	401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、442、443	1,017.82
野原・奥本・大背	413、414、415、416、417、418、419、420、437、438、439、440、441	973.49
東宇塚・河津原・西宇塚	421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436	1,164.20
山根・穂見・埴師・慶所・三吉・横田・木原・三田	301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319	1,597.90
篠坂・毛谷・郷原・大内・西野	129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149	1,522.64
大呂・芦津1・八河谷	150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、167、184、185、186、187、188、189、190、191	1,633.40
芦津2	166、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、444、445	1,253.91
尾見・西谷	201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216	1,136.59
中原・福原	217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242	1,469.96
駒帰	243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263	1,308.55
計		17,345.81

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対函番号	備 考
「該当なし」				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、原木市場への安定した原木供給体制を整備し、また、智頭スギで生産される製品等のPR、生産及び流通体制の整備の推進を図り、原木市場を中心とした地域振興を目指すこととする。

また、林内に切り捨てられた間伐材を町内商店で使用できる地域通貨(杉小判)で買取り、智頭温水プールの薪ボイラーの熱源として販売することで、地域資源の有効利用と地域経済の循環を図

る取り組み（木の宿場（やど）プロジェクト）を引き続き推進することとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
こもればの森	智頭	1.5 k m			1
芦津セラピーロード	芦津	5.6 k m			2
横瀬溪谷コース	横瀬	1.7 k m			3
天木森林公園コース	天木	1.8 k m			4

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進するものとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、下流域の住民団体に間伐や枝打ちなどの作業にボランティアとしての参加を働きかける。

森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行うものとする。

(3) その他

「該当なし」

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における町森林経営管理事業計画

区 域		作 業 種	面 積 (ha)	備 考
大 字	林 班			
口宇波	325	経営管理意向調査	31.03	
西谷	216	〃	21.98	
芦津	157, 163~165, 184, 186	〃	155.16	
八河谷	191	〃	68.41	
中原	217, 223, 226	〃	136.53	
福原	238, 239, 240	〃	167.20	
駒帰	245, 259	〃	81.11	
大呂	150~156	〃	356.21	
篠坂、毛谷、郷原	129, 130, 131	〃	164.90	
智頭、市瀬(板井原)	115, 123	〃	67.77	
計			1,250.30	

※意向調査実施後、経営管理権集積計画等の策定を行う。

7 その他必要な事項

「該当なし」

別表 1 (Ⅱ 第4 1 公益的機能別施業森林及び2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域)

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (資料1)	(林班を単位とする区域) 101、103、104、105、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、126、127、128、130、132、135、136、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、188、190、191、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、302、303、306、307、308、309、310、311、312、314、315、316、317、318、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、346、401、402、403、404、405、406、407、408、409、412、413、414、415、416、417、419、420、421、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、438、439、440、441、442、443、444、445、446、 (小班を単位とする区域) 102 林班 B, C, E、106 林班 A~D、107 林班 A~G、123 林班 B, D~K, O、124 林班 B~J、125 林班 A、129 林班 B, D, F, G, I~L、131 林班 D~H、133 林班 C~J、134 林班 B~E、137 林班 A~G、187 林班 A~E、189 林班 A~H、263 林班 A~G、301 林班 B~K、304 林班 A~J、305 林班 A, B, D~Q、313 林班 A~N、319 林班 A~K、321 林班 B~I, K、322 林班 A~M、345 林班 C~K、347 林班 A~H、348 林班 A~F, K~N、349 林班 C~K、350 林班 A~F、410 林班 A~L、411 林班 A~K、418 林班 A~D、422 林班 A~F、437 林班 A~J	16,815.83
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (資料2)	(林班を単位とする区域) 101、103、104、105、106、109、118、119、124、125、126、127、128、136、140、145、154、159、160、162、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、190、204、205、207、208、209、212、213、214、215、216、217、230、231、232、233、234、235、239、240、241、242、247、252、253、254、255、256、257、301、302、303、305、306、307、308、309、310、316、317、318、320、321、323、324、325、326、327、328、329、331、332、333、334、335、336、340、341、342、343、345、346、347、349、350、351、402、403、404、405、406、407、408、412、413、414、415、416、417、419、420、421、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、439、440、441、442、443、444、445、446 (小班を単位とする区域) 102 林班 A~F、107 林班 A、108 林班 B, H、110 林班 A~E、112 林班 C, G, H、114 林班 B~D、120 林班 A~I、123 林班 A~O、129 林	13,611.55

	班 A～N、130 林班 B～F、131 林班 A～I、132 林班 A～C、F～P、133 林班 A～F、J～L、134 林班 C～E、135 林班 A～N、137 林班 A～D、F、G、138 林班 F～O、139 林班 A、C～H、141 林班 A、C～G、142 林班 B～F、144 林班 D～F、146 林班 A～E、G、I、147 林班 D、150 林班 E、151 林班 D、E、G、155 林班 A～G、I、157 林班 A、B、161 林班 A～F、163 林班 D～H、164 林班 D、E、184 林班 A～D、187 林班 B～D、189 林班 B、C、F～H、191 林班 F、201 林班 A～J、202 林班 A、C、E、F、203 林班 B、203 林班 H、M、206 林班 A～F、210 林班 A～C、F～L、211 林班 F、G、I～K、222 林班 B、C、223 林班 A～C、225 林班 E～G、226 林班 A、B、229 林班 E、F～H、236 林班 A、B、F～H、238 林班 A、C～G、I、243 林班 C～F、244 林班 A～F、246 林班 D～G、251 林班 D～F、260 林班 A～D、I～L、261 林班 B、D、262 林班 A、B、D、263 林班 A、E～G、304 林班 A～J、311 林班 A～I、312 林班 B～O、313 林班 C～N、314 林班 A～L、Q、315 林班 A、C～I、319 林班 A、B、H、J～M、322 林班 A～M、337 林班 A～C、344 林班 A～K、348 林班 A、D～N、401 林班 B～M、409 林班 A～F、H～J、L、410 林班 B～L、411 林班 A～K、418 林班 A～D、422 林班 A～F、436 林班 A、B、D、437 林班 B、D～J、438 林班 A～J	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（資料 3）	（林班を単位とする区域） 168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、337、338、339、444、445 （小班を単位とする区域） 123 林班 C、F、G、151 林班 H、166 林班 A、B、167 林班 I、219 林班 A、E、F、220 林班 A、224 林班 E305 林班 N、O、307 林班 C～E、335 林班 L、336 林班 G、H	1,591.53
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（資料 4）	（林班を単位とする区域） 101、102、103、104、105、108、113、114、115、116、117、118、119、120、121、123、124、125、126、129、130、131、132、133、134、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、167、179、180、182、183、184、186、187、188、189、190、191、201、202、203、204、205、206、207、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、229、230、231、232、234、236、237、238、240、241、243、244、245、246、247、248、249、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、301、302、304、305、307、308、309、310、311、312、313、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、328、329、330、332、339、340、341、342、343、345、346、349、350、351、401、402、404、410、413、414、415、416、417、418、419、421、424、425、426、428、429、430、431、432、	15,071.82

	<p>433、434、435、436、440、441、443、444、445、446 (小班を単位とする区域)</p> <p>107 林班 A, B, G、109 林班 A、110 林班 E~I、111 林班 A, B、112 林班 B, C、122 林班 A, D~H、127 林班 A, B, D~L、128 林班 A~F, I, K、135 林班 A, B, D~N、136 林班 A~H, K、148 林班 B~I、166 林班 B、185 林班 A~J, M~O, R~V、208 林班 A, D~H、209 林班 A, D, J、210 林班 A~J, L~Q、228 林班 A, B, F~H、239 林班 A~D、G~I、242 林班 A、250 林班 A, B, D、303 林班 A, E、306 林班 A, E~G、314 林班 A~E、H~Q、327 林班 A, C~F, J~N、331 林班 B~K、333 林班 A~F, I~L, O, R, S、334 林班 A~E, J~N、335 林班 A, B, E~J、336 林班 A~D, I, J、337 林班 A~D、338 林班 A, E、344 林班 A~K、347 林班 A~E, G~L、348 林班 A~N、403 林班 B~K、405 林班 A, E~I, M, N、406 林班 A~J、407 林班 B, C, F, G, I~K、408 林班 A~D、409 林班 A~I, K, L、411 林班 A~G, I~K、412 林班 B~F、420 林班 A~D, F~H、422 林班 A, C~F、423 林班 A~G、427 林班 A~D, F~H、437 林班 A~H、438 林班 C~F, I, J、439 林班 A, F~N、442 林班 A, E~G</p>	
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林</p>	<p>(林班を単位とする区域)</p> <p>114、116、121、122、143、147、159、160、221、222、232、234、336、419、424 (小班を単位とする区域)</p> <p>103 林班 A、107 林班 A、108 林班 A, D、110 林班 E, H, I、113 林班 A, B, D~F、117 林班 A~H、118 林班 G、119 林班 A、120 林班 A, E, F, J、127 林班 F, G, J、135 林班 J, N、142 林班 A, F, G, I、144 林班 C~F、145 林班 B, F~K、146 林班 A, B、148 林班 D、149 林班 C、151 林班 F、154 林班 F, G、155 林班 B, K、161 林班 C~G、162 林班 E、167 林班 H、184 林班 D~F、185 林班 V、186 林班 C、204 林班 B~M、205 林班 A, C、210 林班 L, M、220 林班 A, D、223 林班 A、224 林班 A, D, F、225 林班 D, E、229 林班 E, F、231 林班 A、241 林班 A, B, F、249 林班 A, F, H、251 林班 A~C、253 林班 A, E, F、255 林班 E、257 林班 A, B、258 林班 A, B, D、260 林班 A, E, I, L、261 林班 C、262 林班 E~G、263 林班 A, B、302 林班 A, B、307 林班 A~F、308 林班 E, F、310 林班 E~G、317 林班 I~K、318 林班 B~E、319 林班 A、321 林班 A, D、322 林班 D~N、323 林班 G, H、327 林班 E, F、328 林班 A, B、329 林班 A~H、331 林班 B, C、332 林班 B、333 林班 A~C、343 林班 J, K、344 林班 A, B、346 林班 D~F、347 林班 A~C、401 林班 M、402 林班 A、403 林班 C~G, J, K、404 林班 A~C、405 林班 A, G~I, M, N、407 林班 F, G、417 林班 A~C、420 林班 D、422 林班 E, F、425 林班 A~D、426 林班 E~G、427 林班 A~D、428 林班 I、429 林班 A~G、430 林班 D~F、433 林班 A, B, G~I、434 林班 D~N、435 林班 A, E~H、438 林班 C, D、440 林班 G~I, K, L</p>	<p>3, 023. 54</p>

別表 2 (Ⅱ 第4 1 公益的機能別施業森林の施業の方法ごとの区域)

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を除く区域	3,480.77
長伐期施業を推進すべき森林		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	13,821.63
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	